

[シンポジウム2]

長谷川 泰（たい）の内務省時代に
泰に多大な影響を与えた後藤新平について

藤倉 輝道

日本医科大学医学教育センター 医学教育研究開発部門

後藤新平は明治15年に内務省衛生局御用係を拝命し、明治25年に衛生局長就任、相馬事件に連座したとして一度解任された。無罪判決ののち明治28年に再び衛生局長を命ぜられ、明治31年台湾総督府民政長官就任に伴い後任の衛生局長を長谷川泰に託した。長谷川泰は明治35年辞職を余儀なくされるまで数多くの改革を実現した。後藤新平と長谷川泰は約10年間にわたり衛生行政を切り盛りしたことになる。

1. 後藤新平・衛生局長時代（前期；明治25年）

この時期、長谷川泰は衆議院議員を務めている。言わば、官僚と政治家がタッグを組む形でわが国の衛生改革に関わった。後藤の衛生局御用係時代、長谷川も衛生局に在籍しており両者にはすでに親交があった。同年提出された「医師免許規則改正法律案」は「滅亡せんとしつつある漢方医を復活せしめんとする運動のあらわれ」であるとし、長谷川はただちにこれに異を唱える書信を後藤に送っている。後藤もこれに呼応し、長谷川、陸軍医務局長石黒忠恵らと連携をもち、この運動に異を唱えている。

伝染病研究所問題についての詳細は他にゆずるが、研究所設立に反対する勢力をなだめるため「伝染病」の3文字を削るという妥協案に対し、長谷川は猛烈な抗議文を書いている。北里柴三郎の伝染病研究所設置に後藤と共に尽力した長谷川は、のちに研究所移転問題の折、明治26年3月から9月までに後藤に宛てた檄文とも言える書簡などが今も40通残されている。

2. 相馬事件

この事件は旧相馬藩主、相馬誠胤（ともたね）が精神異常とされ自宅に監禁され、これを「誠胤を廃嫡せしめんとする一派」による陰謀とみた旧家臣錦織毅清らとの明治10年から15年以上に亘る抗争である。後藤は名古屋時代にドクトル・ローレッツから薫陶を得た法医学の立場から、事実を明らかにすべく錦織側に付いた。長谷川は明治16年当時警視庁警察医長、東京府衛生課長の任にあったが、後藤は長谷川も通じて再三にわたり警視庁に「瘋癲」に関する法律の整備を働きかけた。ローレッツ自身も明治12年に当時東京府病院長の長谷川に、瘋癲に関する長文の建白書を送っている。明治17年には東京府癲狂院長中井常次郎と、警視庁医務所長の長谷川の連名による誠胤の診断書が出され、誠胤は一度私室監禁を解かれた。しかし誠胤は私立の瘋癲病院に入院させられ、これを不服とする錦織らとの争いは継続する。裁判所は帝国大学に精神鑑定を依頼し、その際はドクトル・スクリバも立ち会っている。この事件は、誠胤の死去、これを謀殺と主張する錦織らの争いに続き、錦織らを金銭援助したとして後藤は入獄された。のちに後藤は無罪を勝ち取るが、これで一度は衛生局長を解任された。相馬事件の間、長谷川と後藤との書簡のやりとりは残されていないが、後藤新平正伝には長谷川が後藤の身を案じ板垣退助に面会に行く姿が記されている。

3. 後藤新平・衛生局長時代（後期；明治28年～31年）

後藤は衛生局長再任後、明治31年に後を長谷川に託すまで、国立血清薬院の設立、痘苗製造所の国営化そして伝染病予防法の成立という、衛生局が設けられた最大の役目のひとつを成し遂げている。しかし一方で、恤救法案は国会に挙げるも審議未了、救貧税法案も審議未了で廃案となっている。窮民救済法は先に明治23年、長谷川が衆議院議員の任にあった頃一度否決されている。この貧民救済に係る法は、すでに明治7年に恤救規則として公布され、昭和7年の救護法制定に至るまで存続していたが、その対象者は微々たるものであった。後藤も長谷川も、この貧民救済に関してはその改革を推し進めることはできなかった。

4. 長谷川泰・衛生局長時代（明治31年～35年）

後藤が台湾総督府民政長官として赴任するに際し、後任の長谷川とは覚書を交わし、また長谷川は事務引継請書を残している（いずれも明治31年3月9日付、後藤新平記念館蔵）。この記載内容と、後藤側が残した事務引継書・覚書には若干の記載内容に差異が認められる。後藤はこの覚書の冒頭に「帝国衛生制度ノ系統」という論説を付しており、わが国の範とすべきは英国系統であると説き、国家衛生事業と救貧事業の結合の必要性を述べている。またこの論説の中では、衛生局、臨時検疫局、臨時検疫部、衛生試験所、痘苗製造所、伝染病研究所、血清薬院といった自らが携わった組織改革とその拡充についても記している。これは衛生局年報の中の「庶務の梗概」に即した記載である。また府県衛生参事医官を置き、地方衛生制度の拡充も訴えている。そして自らが成し遂げられなかった衛生救貧院とその財源についても入念な覚書を残している。さらに、すでに後藤が着手するも実現していない8個の計画を長谷川に託している。それは、河川汚濁予防、飲食品の検査、薬用阿片、医師会法、医師並びに療属の養成、汽車・汽船に関する衛生、工業衛生、そして清潔法に関するものである。この中で注目すべきは、医師並びに療属の養成の中で、「医薬分業は今日国情の許さざる所なれば……暫く自然の成行に任する見込みなり」と申し送っている部分である。

これに対する長谷川の引継請書の記載に目を向けると、下水法案、汚物掃除法案を中心に実現性の高い案件の記述があるが、救貧事業に関する記載は見当たらない。一方で、その筆頭には後藤が成行を見よと伝えた薬品営業並薬品取扱規則（薬律）が挙げられている。この辺りに、後藤から申し受けた案件と、長谷川がまず行わざるを得ない案件、行うべき、実現し得ると考えた案件との差異が伺われる。薬律改正についてはちょうどこの時期、不良薬品の流通取り締まりという観点からこの時期急務と位置付けられる情勢に変わったことも影響していたであろう。しかし法案審議は遅々として進まず、明治35年長谷川はその責任を負う形で辞職となった。ここに、後藤新平、長谷川泰が手を携え推し進めた衛生行政改革の時代が幕を閉じることになる。